

三鷹市週休2日制工事実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、建設業における長時間労働の是正や休日確保に向けた労働環境の整備を進め、担い手の育成及び確保を図るための取組として、週休2日制工事を実施するに当たり必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 週休2日 対象期間において、4週8休以上の休日確保を行ったと認められる状態をいう。
- (2) 週休2日制工事 現場閉所による週休2日制又は週休2日交替制により実施する工事をいう。
- (3) 対象期間 現場着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責めによらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。
- (4) 4週8休以上 現場閉所率が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。
- (5) 現場閉所 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が実際に閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
- (6) 現場閉所率 対象期間内の現場閉所日数の割合で、現場閉所日数を対象期間日数で除した値（小数第2位以下切り捨て）をいう。
- (7) 現場着手日 現場事務所の設置、起工測量、資機材の搬入、仮設工事の開始等、現場施工に着手する日をいう。
- (8) 工事完成日 現場事務所の撤去、後片付け、清掃等、全ての作業が完了する日をいう。
- (9) 現場閉所による週休2日制 現場閉所することにより週休2日が確保される状態をいう。
- (10) 週休2日交替制 対象期間において、対象者を区分して交替しながら稼働

させる等することによって、当該工事に係る対象者の全てについて4週8休以上の休日確保を行ったと認められる状態をいう。

(11) 対象者 施工体制台帳に記載されている元請け（受注者）及び下請け（建設工事の請負契約分のみ）の全ての技術者、技能労働者及び現場代理人をいう。ただし、従事期間が1週間未満の者は除く。

(12) 工事完成予定日 工事工程表において、工事完成日としている日をいう。
(発注方式)

第3条 三鷹市（以下「市」という。）が週休2日制工事として指定する発注者指定方式とする。

2 現場閉所による週休2日制を原則とするが、昼夜間連続作業を行う工事、現場閉所を行うことが明らかに困難な工事については、市が週休2日交替制として発注することができるものとする。

(対象工事)

第4条 週休2日制の対象となる工事は、市が発注する工事のうち、「週休2日制工事」として指定する工事とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は対象としない。

(1) 現場施工が1週間未満の工事

(2) 休日作業が必要となる維持工事や緊急対応工事等で現場閉所になじまない工事

(3) 社会的要請等により早期の工事完成が望まれる工事

(4) 現場施工を施設休館日等に限定する工事

(5) 単価契約による工事

(6) その他週休2日制工事の対象とすることが適切でないと認められる工事

(実施方法)

第5条 市は、特記仕様書に対象工事である旨を特記仕様書記載例（別紙1）のとおりに記載する。

2 市は、必要に応じて設計図書に工事工程表（案）を添付するものとする。

3 受注者は、市から工事工程表（案）が示された場合はこれを踏まえたうえで、そうでない場合は必要に応じて市と協議のうえ受注者において独自に、自らの責任において確定した工事工程表等を作成するものとし、当該工事工程表等において、市が定める期限までに工事を完成させるために必要となる一切の手段等について責任をもって定めるものとする。

- 4 受注者は、現場着手前に、現場着手日、工事完成予定日及び現場閉所予定日を記載した工事工程表等により、監督員（工事契約約款第9条に規定するものをいう。以下同じ。）と対象期間について協議すること。
- 5 受注者は、予定外の現場閉所を行うときは、監督員に事前に連絡し、監督員の了承を得ること。
- 6 受注者は、現場閉所予定日に作業を行うときは、監督員に事前に連絡し、監督員の了承を得ること。この場合において、受注者は、現場閉所日の振替を行うものとする。
- 7 受注者は、毎月15日までに前月の週休2日制チェックリスト（別紙2）を監督員に提出すること。
- 8 受注者は、対象期間終了後速やかに、最終月の週休2日の取組が確認できるチェックリストを監督員に提出すること。

（積算方法）

第6条 市は、週休2日制工事の請負代金額に係る当初積算時において4週8休以上の達成を条件として、次項の補正係数を各経費に乗じて積算するものとする。

- 2 補正係数は、工事担当部署が用いる積算基準を所管する東京都の各局が定める「週休2日制工事实施要領」を準用するものとする。
- 3 週休2日制工事が実際に4週8休に満たない場合は、達成状況に応じて、当初積算に基づく契約金額のうち前項の補正係数による当該補正分を減額して、契約変更を行うものとし、受注者はこの契約変更に応じるものとする。ただし、市がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

（実施の明示）

第7条 受注者は、対象期間中、週休2日制工事を実施している旨を、工事掲示板例（別紙3）による工事掲示板等により、公衆が見やすい場所に明示するものとする。

（工期の変更）

第8条 工事工程に変更が生じた場合は、変更後の工事工程においても週休2日が確保されるよう、市と受注者間で協議のうえ、合理的な範囲内において工期を変更できるものとする。

- 2 工事工程の変更理由が次の各号のいずれかの受注者の責めによらない事由による場合は、市は、適切に工期の変更を行うよう努めるものとする。

(1) 工事工程の条件に著しい変更が生じた場合

- (2) 著しい悪天候により不稼働日が想定より著しく多く発生した場合
- (3) 工事一時中止により全体工程に著しい影響が生じた場合
- (4) 資機材や労働需要のひっ迫により全体工程に著しい影響が生じた場合
- (5) その他特別な事情により全体工程に著しい影響が生じた場合

(工事成績)

第9条 市は、週休2日制工事について、受注者が週休2日制を実施できなかったことによる、工事成績評定の減点を行わないものとする。

(留意事項)

第10条 市は、緊急時等やむを得ない場合を除き、現場閉所日の前日に、現場閉所中の作業が発生するような指示等を行わないものとする。

2 市における現場閉所状況又は対象者の休日取得状況の確認については、各工事単位で行うものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めのない事項については、市と受注者間で別途協議により定めるものとする。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

○特記仕様書記載例（現場閉所による週休2日制）

（週休2日制工事）

第〇条 本工事は、週休2日制工事（発注者指定方式）である。

- 2 受注者は、原則として、現場閉所による週休2日制で施工すること。
- 3 発注時における積算には4週8休達成相当の経費を補正している。達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、その達成状況に応じ減額変更を行うことを原則とし、受注者はこの減額変更に応じること。
- 4 週休2日制工事の実施に当たっては、「三鷹市週休2日制工事実施要領」に基づき行うこと。

○特記仕様書記載例（週休2日交替制）

（週休2日制工事）

第〇条 本工事は、週休2日制工事（発注者指定方式）である。

- 2 受注者は、原則として、週休2日交替制で施工すること。
- 3 発注時における積算には4週8休達成相当の経費を補正している。達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、その達成状況に応じ減額変更を行うことを原則とし、受注者はこの減額変更に応じること。
- 4 週休2日制工事の実施に当たっては、「三鷹市週休2日制工事実施要領」に基づき行うこと。

(別紙2-1)

○週休2日制チェックリスト（現場閉所による週休2日制）

工 事 名

受注会社

工 期

年 月分

月日	曜日	計画上の 閉所日	実際の 閉所日	備 考 (計画上の閉所日、実際の閉所日に差異がある場合に記載)
○月1日	月			
○月2日	火			
○月3日	水			
○月4日	木			
○月5日	金			
○月6日	土	○	○	
○月7日	日	○	○	
○月8日	月			
○月9日	火			
○月10日	水			
○月11日	木			
○月12日	金			
○月13日	土	○	○	
○月14日	日	○	○	
○月15日	月			
○月16日	火			
○月17日	水			
○月18日	木			
○月19日	金			
○月20日	土	○	○	
○月21日	日	○	○	
○月22日	月			
○月23日	火			
○月24日	水			
○月25日	木			
○月26日	金			
○月27日	土	○	○	
○月28日	日	○	○	
○月29日	月	○	○	
○月30日	火			
-	-	-	-	

現場閉所日	9	9
対象期間	30	30
現場閉所率 (%)	30.0%	30.0%

(別紙2-2)

○週休2日制チェックリスト（週休2日交替制）

工事名

受注会社

工期

年 月分

会社名	氏名	対象期間日数	休日日数	休日日数割合
A建設	○○	30	9	30.0%
	□□	30	9	30.0%
	◇◇	30	8	26.7%
B建設（一次下請）	●●	21	6	28.6%
	■ ■	21	6	28.6%
	◆ ◆	21	6	28.6%
C建設（二次下請）	△△	14	4	28.6%

平均（休日率）	28.7%
---------	-------

※「会社名」、「氏名」、「対象期間日数」、「休日日数」欄に記入すること。

※対象期間日数について、元請け会社は技術者及び技能労働者の従事期間の日数、下請会社は施工体制台帳上の工期日数を基本とする。

※市が求めた場合、技術者及び技能労働者の休日が証明できる書類を提示すること。

※対象者数に応じて、行の追加削除を適切に行うこと。

○工事掲示板例

<p>週休2日制工事</p> <p>この工事は、建設現場の労働環境を改善するため、週休2日の確保に取り組んでいます。</p>	<p>施工体制体系図</p>
	<p>施工体制台帳</p>